

○金融庁告示第六十号
イーグル・スター・インシュアランス・リミ
テッド・カンパニーが日本における保険業を廃止
したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五
号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同
社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免
許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条
第四号の規定に基づき告示する。
平成二十年九月二十九日
金融庁長官 佐藤 隆文